

【①有症状患者の場合】 ※③の場合は除く

発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合



※解除後も10日間経過するまでは、検温などご自身で健康状態を確認してください。

【②無症状患者の場合】

陽性確定に係る検体採取日から5日間経過した場合



※解除後も7日間経過するまでは、検温などご自身で健康状態を確認してください。

※当初は無症状であったが、療養中に症状が出てきた場合は、症状が発現した日を発症日とし、【有症状患者の場合】の基準に沿って療養してください。

【③入院患者又は高齢者施設入所者の場合】

発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合

